

桶川市協働推進提案事業の審査に関する取扱要領

1 審査について

- (1) 桶川市協働推進提案事業の審査は、桶川市協働審議会（以下「審議会」という。）が担当する。
- (2) 審査結果は、速やかに市長に報告する。

2 委員の心構え等について

- (1) 委員は、中立的な視点に立ち、自己の利益にとらわれずに審査を行うこと。
- (2) 委員は、自己に直接利害関係のある事項については、審査し、及び評価することができない。
- (3) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 審査について不正が発覚した場合において、不正を行ったと認められる応募団体があったときは、審議会は審査結果を変更することができる。また、審議会委員が不正を行ったと認められたときは、当該委員を除斥の上、審議会を開催し再度審査を行うものとする。
- (5) 採点の合計点を評価者の数で割った数値を評価点として、審査の基準に用いる。小数点が発生したときは、小数点第2位以下を四捨五入する。
- (6) 審査結果については、書面で通知するものとする。
- (7) 採択する事業数については、予算額の範囲内にとどめるものとする。この場合においては、合計点数の高い事業を優先して採択するものとする。

3 審査基準について

審査については、表1の審査基準により各項目に対し表2の段階評価により5段階で評価するものとする（各々5点満点計35点満点）。

表1 審査基準

審査項目	審査基準
① 社会貢献性	解決に取り組む課題は、地域又は社会にとって必要かつ重要なものか。市民や地域に成果が還元され、貢献できる公益性のある事業か。
② 協働の必要性	課題解決のために市との協働が必要とされ、事業として実施することが地域社会の発展につながるか。
③ 発展性	多くの市民や地域への波及効果が期待でき、市民活動が活発化するか。事業終了後も継続的な活動、団体の発展及び成長が期待できるか。
④ 先進性	先駆的又は先進的であり、団体の特性を活かした事業か。
⑤ 実現可能性	役割分担が明確で、事業実施期間内に確実に終了できる計画となっているか。
⑥ 経費の適正性	事業を実施する経費が適正か。資金計画が現実的で適切か。
⑦ 組織体制	提案事業を遂行できる専門性及び経験を有し、実施体制が確立されているか。

表 2 段階評価

優れている 5点	やや優れている 4点	普通 3点	やや劣っている 2点	劣っている 1点
-------------	---------------	----------	---------------	-------------

4 審査の流れについて

審査は、第1次審査及び第2次審査を行うものとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された書類及び市の担当課の意見を参考とし、審議会が提案された事業内容について審査基準に基づき書類審査をする。なお、第1次審査の合否は評価点によって行い、35点満点の50%（17.5点）以上を合格とする。

① 評価点の計算方法

ア 審査項目（7項目）×5点＝35点満点

イ 参加委員の採点の合計点＝合計点

ウ 合計点÷参加委員数＝評価点

②手順

ア 事務局が委員に、次の書類を配布する。配布後、事務局が提案書（写し）を読み上げる。

（ア） 提案書（写し）

（イ） 担当課意見書（写し）

（ウ） 第1次審査評価シート

イ 委員は、提案事業毎に採点をする。

ウ 事務局が委員から、第1次審査評価シート（委員本人が採点を記入したもの）を回収する。

エ 事務局が採点結果を審議会に報告する。

オ 審議会が第1次審査の合否を決定する。

（2）第2次審査（口頭説明）

第1次審査（書類審査）を通過した事業について、提案団体が口頭説明を行い、審議会が提案事業の選考をする。なお、第2次審査の合格の条件は次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

ア 評価点が35点満点の60%（21点）以上かつ全ての項目毎評価点が3点以上のもの。

イ 評価点が35点満点の60%（21点）以上かつ1項目以上の項目毎評価点が3点未満のものについては、審議会で協議した上で再度採点した評価点及び項目毎評価点が①の条件に達したものの。

①口頭説明

提案団体は、提案した事業の内容について原則公開の場で説明をするものとする。

② 評価点の計算方法

ア 審査項目（7項目）×5点＝35点満点

イ 参加委員の採点の合計点＝合計点

ウ 合計点÷参加委員数＝評価点

注：項目毎評価点＝審査項目毎の参加委員の採点の合計点÷参加委員数

③ 手順

ア 事務局が委員に、次の書類を配布する。

(ア) 第1次審査評価結果リスト(評価点及び項目毎評価点記載)

(イ) 第1次審査評価シート(委員本人が採点を記入したもの)

(ウ) 第2次審査評価シート

イ 委員が提案団体から提案事業毎に30分以内で口頭説明を受ける。

ウ 委員が提案事業毎に採点をする。

エ 事務局が委員から、第2次審査評価シート(委員本人が採点を記入したもの)を回収する。

オ 事務局が採点結果を審議会に報告する。

カ 審議会が(2)イに該当する事業の内容について協議する(該当事業がある場合のみ)。

キ 委員がカの協議を踏まえて再度採点をする(該当事業がある場合のみ)。

ク 審議会が第2次審査の合否を決定する。

ケ 事務局が委員から、次の書類を回収する。

(ア) 提案書(写し)

(イ) 担当課意見書(写し)

(ウ) 第1次審査評価結果リスト(評価点及び項目毎評価点記載)

(エ) 第1次審査評価シート(委員本人が採点を記入したもの)